

平成14年度実施事業 詳細評価シート

担当部課	企画財政部企画財政課	直通電話	72-3154	事業コード	603010301	課内	5	作成日	平成15年8月15日
		担当者	小端康継	担当課長		三国義達		担当部長	野 昭夫

1 事業のアウトライン

1) 事業名	使用料手数料等総合調整事務	開始年度	H4	終了年度	未定
		最近の事業内容見直し年度	H13		
2) 総合開発計画での事業体系	施策コード 6030103 大項目 / 小項目 / 細項目 行政としての経営基盤整備 / 財源の確保 / 自主財源の確保				
3) 個別計画での位置付け					

2 事業の内容

1) 事業の目的 何のために	市における各種行政サービスの対価として徴収する使用料、手数料等の適正化について、統一的・論理的根拠に基づいて見直しを行い、かつ庁外の客観的な意見も踏まえながら総合的に取り進める。
2) 目指す成果 何をどんな状態にする(何がどんな状態になる)ように	使用料、手数料等の新設・改正にあたって、「石狩市使用料、手数料等審議会」の答申内容を反映し、透明性・公平性を高める。
3) 事業の方法 どんな手段を講じるのか	各部署が所管する使用料、手数料の改定を行う場合は、庁内組織の「石狩市使用料、手数料等検討委員会」で諮問する案を検討したうえで決定し、「石狩市使用料、手数料等審議会」に諮問する。審議会は、諮問を受けて調査審議を行い、市に答申を行う。市は答申を十分参酌し、検討のうえ条例の新設・改正を議会に提案する。
4) 14年度に改善した事項、重点的に取り組んだ事項	昭和60年度から全面的な見直しがされていなかった公共施設使用料について総合的な見直しを行い、併せて減免規定の標準化を図った。
5) 事業の背景・社会状況・他の類似事業など	平成12年度の地方分権一括法の施行により従前の機関委任事務が廃止となり、手数料全般が条例事項となった。市が積極的に取り組んでいる市民参加制度において、市民生活に影響が大きいものなどの条例の新設・改正については市民参加手続を行う必要がある。また、全ての使用料・手数料について、このような市民参加手続を行っている他の自治体の例は把握している中ではない。
6) 事業の立案や実施などへの市民参加	従来庁内組織のみで行われてきた使用料、手数料等についても、その意思決定過程において、審議会への諮問答申を取り入れることで、透明性と公平性をさらに高めようとするものである。
7) 評価中間公表への市民意見	なし

3 事業に投入した行政資源

項目	H12	H13	H14	H15 予算	H14 事業費の主な内訳	金額(千円)	
1) 直接事業費(千円)	0	76	942	708	審議会開催経費(委員報酬、費用弁償など)	942	
2) その他の間接経費(千円)							
3) 従事正職員の人件費(千円)	2,054	4,145	4,117				
総事業費(1~3の合計;千円)	2,054	4,221	5,059			H14 主な特定財源の内訳	金額(千円)
総事業費中の一般財源(千円)	2,054	4,221	5,059				
市民一人当たり一般財源使用額(円)	37	76	90				
事務に従事した正職員のべ人数	0.25人	0.50人	0.50人				

4 事業活動の結果

事業活動の結果を示す指標	H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法
審議会開催回数(回)	目標値		4	5	目標数値は、予算計上額により設定
	実績値		1	7	
	達成率		25.0%	140.0%	
検討委員会回数(回)	目標値	-	-	-	目標値は、「市民参加手続の予定」で設定
	実績値	4	0	3	
	達成率				
諮問件数(件)	目標値	0	0	6	目標値は、「市民参加手続の予定」で設定
	実績値	0	0	6	
	達成率			100.0%	

5 事業の成果

事業名：使用料手数料等総合調整事務

事業の成果を示す指標		H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	確認方法
答申件数(件)	目標値		0	6	2	目標値は、諮問件数による。	答申書
	実績値		0	6	目標レベル		
	達成率			100.0%			
	最終目標	年度に					
答申が反映された件数(件)	目標値		0	6	2	目標値は、答申内容が条例案に反映された件数による。 (答申及び附帯意見の全てでなくとも概ね反映されている場合は実績値に含める。)	議案書
	実績値		0	6	目標レベル		
	達成率			100.0%			
	最終目標	年度に					
	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					

6 事業の観点別評価

1) 事業活動の状況	[課長評価]	極めて良好	概ね良好	一部問題あり	大きな問題あり
[評価ポイント] 活動結果や活動効率、事業改善等の効果はどうだったか	使用料・手数料等審議会条例では、基本的に他の審議会で審議がなされない使用料・手数料等は本審議会の審議案件となるが、諮問した案件の中には、保育料や身体障害者支援費制度のように、専門的な審議会で審議する方が適当と考えられるものもあり、他の専門的審議会の充実が求められる。 (平成15年度からは、福祉の専門的見地が必要と考えられる案件については社会福祉審議会で審議を行うこととなった。)				
2) 有効性・必要性	[課長評価]	有効かつ必要	有効性に疑問あり	必要性に疑問あり	ともに疑問あり
[評価ポイント] その事業は事業目的の達成に効果があるか、また、市民(対象者)に必要とされているか	使用料・手数料等の新設改正にあたっては、従来、庁内組織のみの検討で議会提案を行ってきたが、審議会への諮問答申を取り入れることで、透明性と公平性が高まったものとする。				
3) 市関与の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] その事業に市が関与する必要があるか、市がどこまで関与するのが適当か	条例案の提案に向けての一連の事務作業であり、そのことから市が直接行うべき業務と考える。				
4) 事業内容の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] 目指す成果を挙げるためには今の事業内容が適当か、受益と負担の関係に不公平はないか	使用料・手数料の設定にあたっては、受益と負担のあり方について客観的かつ公平の見地が重要であり、そのことから、審議会による審議をその設定過程に加えることは極めて妥当と考える。 また、審議会の委員についても学識経験者、市内主要団体推薦者、及び一般公募がほぼ同数で構成されており、審議の公平性も十分保たれていると考える。				

7 平成14年度事業の総合評価

[評点の意味] A: 極めて良好 B: 良好 C: 可も不可もない D: 問題がある E: 大きな問題がある	[課長評価]	B	[最終評価]	B (前年度)
	「事業活動の状況」において一部問題があるものの、基本的に当該審議会事務そのものに起因したのではないことから、事業の総合評価は良好と判断した。		課長評価を了承する。	

8 今後の方向性・課題

担当課長評価	専門性の高い審議案件については、他の審議会の充実強化を関係所管を通じて働きかけていきたい。
最終評価	課長評価を了承する。

9 平成16年度の方向性

* 担当課長 最終評価	事業内容		
	現状維持	一部見直し	大幅見直し
事業規模	拡大方向		
	現状維持	*	
	縮小方向		
	統合 休・廃止		
上についての説明	他の審議会の充実強化により課題を解決できることから、本審議会に関わる業務は現状維持とする。		